

「島根県農産物の種子等の安定的な確保に関する条例（仮称）」の概要に対するご意見と県の考え方

意見募集期間 令和2年9月7日（月）～10月6日（火）
意見件数（意見提案者数） 10 件（ 5 名）

番号	ご意見等の主旨	ご意見等に対する県の考え方
1 対象とする農産物		
1	全国的には「農作物」が主流と考えますが、あえて「農産物」とされているのでしょうか。ここにこだわる必要性が不明です。	本条例の対象は、稲・麦等に限定されるべきではなく、園芸作物等も含めて農産物全般を対象としています。農産物を具体的に規定すると対象を限定することになるため、あえて明記しておりません。
2	目的において、「農産物の種子・種苗」と掲げてありますがより具体的な表記が適しているのではないのでしょうか。例えば、広島県の条例では主要農作物、野菜等農作物、特定品種と具体的に特定できる表記があります。また長野県の条例には主要農作物に大豆・そばを加え、伝統野菜等も対象に特定できる表記があります。目的を農産物の種子・種苗すべてとすることは歓迎ですが、わかりやすく表記すべきです。	
3	単に県が推進して来た物だけでなく、島根県特産あるいは在来種の種子の保護、保全及び育成に努める。ということも目的の中にうたって頂きたいです。将来の種子の多様性と島根の特産品を育成していくために大切なことだと思います。	今回の条例の目的は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、今後の種子等の安定的な確保に関する県の責務や措置等を条例で規定することとしています。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・対象とする農作物は何なのか。 ・県として戦略的に重要だと判断されるものを逐次決めていくのか。 ・農産物の指定はどうするのか。 ・県等で新作物の開発等がなされた時、それは当該農産物となりうるのか。 ・稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆に限られるのか。 	主要農作物に限らず、農産物全般を対象としており、県は、農産物の需要の見通し、農業者の種子等の調達状況などの観点から、新品種も含めて知事が別に定める品種を計画的に生産してまいります。
2 目的（安全・安心）について		
5	国内・県内で従来から生産され地元の人々の食卓に欠かせない農産物を、安心・安全な環境で生産を行い、県民に提供していくということを目的として制定されると思いますので、そうした目的について、もう少し明示してほしいと思います。	今回の条例の目的は、農業者が種子等を円滑に調達できるよう、今後の種子等の安定的な確保に関する県の責務や措置等を条例で規定することとしています。
6	「農業者が生産すべき品種等を自ら選択し、その種子等を多様な方法の中から適切に調達する」「農業者が種子等を自ら安定的に調達できる」ために必要な措置を講じるとされていますが、その前提として、『県民に安心・安全な作物を提供するため』ということの記載をお願いします。	安心・安全な農産物の生産については、しまね食と農の県民条例（平成19年2月23日、島根県条例第4号）第10条に規定されており、具体的な施策は、島根農林水産基本計画（令和2年4月策定）において、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（通称「美味しまね認証」）等の施策により取り組んでまいります。
3 関係機関等の範囲について		
7	関係機関等とは、どの範囲までを示しているのか。	農業者団体、他の都道府県、県内外の種子等生産者団体、種子等を扱う民間事業者等を想定しています。
4 種子及び種苗の生産・保存について		
8	該当する種子の保存について表記されていません。重要な課題であり、本県も力を注ぐべきでありますので表記すべきです。	「5 農産物の種子等の生産」及び「8 原種及び原原種の生産」に記載のとおり、県内で計画的に種子等の生産を行う品種については、県が原種及び原原種を生産することとしています。
9	科学・化学の進歩に伴って、農作物を生産するにあたり、遺伝子組み換えやゲノム編集などが行われてきています。しかし、安全性などはまだ確認されていないのが実情であり、そうした状況を踏まえたくらうで、原種子を守る対策をとっていただきたいと思っています。	
5 審査について		
10	<p>6の（2）で、ほ場と生産物審査をすることになっています。また6の（4）で、審査の基準および方法を知事が定めるとされています。</p> <p>ア 知事が定めるのはどういう中身なのでしょう。</p> <p>イ それは公開されるものですか。</p> <p>ウ 審査基準は種子等の「安全性」の確保の視点に基づくものが盛り込まれるのでしょうか。</p> <p>知事が定めるとされているほ場および生産物審査の基準の中身が極めて重要だと考えます。</p>	ほ場審査及び生産物審査の具体的な内容については、現在の要綱等で異品種がないことなどを基準としており、今後も同様に位置づけて取り組んでまいります。条例に基づく要綱等を策定した際には、関係機関等への通知や島根県ホームページでの掲載を行います。